

都道府県

各 指定都市 社会福祉施設等施設整備費所管課 御中
中 核 市 (障害福祉施設及び保護施設)

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

平成 31 年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について

標記の国庫補助金に係る協議については、次の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。

1 平成 31 年度予算に係る社会福祉施設等施設整備費について

「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（以下「緊急対策」という。）において、社会福祉施設等については、耐震化整備、ブロック塀の改修及び非常用自家発電設備整備を行うこととしている。また、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮できるよう障害福祉サービス事業所等の基盤整備を図る必要がある。こうした課題に対応するため、社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 31 年度予算において約 195 億円を計上しているところである。

2 補助対象事業について

平成 31 年度の施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向や消費税率の引き上げ等を踏まえ、別添のとおり単価の改定を行うこととしているので留意されたい。

上記以外の取扱いについては、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 1005003 号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び本通知に基づき協議されたい。

3 整備方針について

(1) 整備対象について

近年予算を大幅に上回る協議となっていることから、各都道府県市においては、今回の協議にあたっては、下記優先的整備項目等にご留意いただき、優先

順位を付して協議されたい。

なお、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の障害福祉計画に位置づけられているか及び「（２）留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただきたい。また、第５期障害福祉計画、第１期障害児福祉計画（以下「第５期障害福祉計画等」という。）に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

＜優先的な整備対象について＞

- ア 施設の防災・減災の観点から、建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下、ブロック塀等という。）の改修整備を行うもの
- ウ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を図るもの
- オ 国土強靱化地域計画に位置づけられ整備を行うもの
- カ 一億総活躍社会の実現を図る観点から、障害のある方が安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備、長期入院精神障害者の住まいを確保するためのグループホームの整備を図るもの
- キ 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの
- ク アスベストの除去等の整備を図るもの
- ケ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を期待されるもの
- コ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- サ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- シ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- ス 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心

して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの

セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの

ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

（２）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、基本指針において「平成 32 年度末時点において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 パーセント以上を削減することを基本」としている。

このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 5 期障害福祉計画等に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては 1 共同生活住居の定員が 4 人以上 10 人以下のものであること

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1 つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで 本体単価（＋短期入所整備加算）
- ・ 1 つの建物の定員の合計が 20 名まで 本体単価 × 2（＋短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1 つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで 本体単価＋短期入所整備加算
- ・ 1 つの建物のグループホームの定員の合計が 20 名まで 本体単価 × 2＋短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

ス 新設にあたっては、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査を厳格に行うことが不可欠である。

については、3 の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

(1) 設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

(2) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

- ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること
- イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと

(3) 並行審査

- ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること
- イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと
- ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと
- エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 緊急対策に係る整備について

緊急対策に係る整備については、以下の（１）～（３）に該当する整備を想定している。予算の適切な執行等の観点から、１つの工事で緊急対策に係る整備とそれ以外の整備を行う場合にはそれぞれ分けて協議するほか、１つの工事で複数の緊急対策に係る整備を行う場合についても、各整備案件毎に分けて協議すること。

(1) 耐震化整備

以下の整備内容を対象とする。

- ・ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物について、改築、民老、大規模修繕（耐震化（老朽化）改修）を行うもの
- ・ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物（賃貸を含む。）を廃止して別の建物に移転（創設、大規模修繕）を行うもの

なお、過去に補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について本事務連絡に基づく耐震化整備を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、手続きに遺漏ないようご留意願いたい。

(2) ブロック塀等の改修整備

「障害者施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号）に基づき安全性に問題があるブロック塀等の改修整備を行うものを対象とする。

(3) 非常用自家発電設備の整備

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号）１の（７）③に基づき整備（既存設備の増設・

改造を含む。)を行うものを対象とする。

6 無料低額宿泊所の防火安全対策について

別紙「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」
(案)に基づき大規模修繕等を行うものについて、新たに補助対象とすることとしたのでご留意いただきたい。

7 その他の留意事項について

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」
(平成21年10月6日社援保第1006第1号、障障発第1006第1号)に基づき、同通知別紙1の財産処分(取りこわし)協議書を添付すること。

8 行政手続きの簡素化について

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において示された行政手続き簡素化の方針を受け、本補助金についても、平成30年度当初予算に係る協議より協議様式をエクセル化し、一部自治体において試行的に協議の電子化を可能としていたところ。今後更なる手続きの削減を図るため、本協議については、公印つき書類を除き可能な限りメール送付等による電子媒体(DVDの郵送等での代替を含む。)での協議とし、内示後の申請手続きにおける必要書類のうち本協議と同一の書類については、添付を省略できるのでご留意いただきたい。

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>